

発議第 6 号

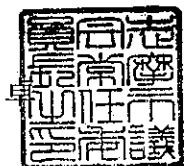
「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月22日提出

志摩市議会議長 濱 口 三 代 和 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 濱 口



令和3年 9月22日 可 決

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

また、現在中教審「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定にむけた議論がすすめられていますが、新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれましたが、端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況には都道府県間格差・市町村格差があり、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

よって、本市議会は、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月 日

志摩市議会議長 濱口 三代和

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 菅 義偉 様
総務大臣 武田 良太 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様